

## 旭川市建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、旭川市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体のうち、公共工事コスト縮減及び確実かつ円滑な施工を図るために活用する分担施工方式による共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### （共同企業体の運営形態）

第2条 この要領に定める共同企業体の運営形態は、一つの工事を複数の工区に分割し、又は、一つの工事を複数の業種に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区又は業種（以下「分担工事」という。）で責任を持って施工する分担施工方式とする。

### （対象工事）

第3条 分担施工方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が5千万円以上1億5千万円未満であって、工事期間等施工の条件上適当と認められる工事の中から選定するものとする。

- 2 対象工事は、複数の工区又は業種に分割して施工するものとし、あらかじめ工区数、業種、共同企業体の構成員数及びその格付を指定するものとする。
- 3 前項の共同企業体の構成員の格付は、原則として各工区、業種別を分割して発注した場合の等級区分に応ずる予定価格に対応したものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、分担施工方式によることが特に必要と認められたときはこの限りではない。

### （構成員数）

第4条 構成員の数は、2又は3社とする。

### （構成員の資格要件）

第5条 すべての構成員が次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について旭川市建設工事等入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者（以下、監理技術者等という。）を、分担工事ごとに工事現場に配置できること。なお、分担工事ごとの請負金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）（以下、令という。）第27条で定める額である場合は、監理技術者等を分担工事ごとに専任で配置できること。ただし、監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合は、監理技術者は他の工事現場1件に限り兼任することができる。

(4) 分担工事ごとの請負金額が令第27条で定める額に満たない場合であっても対象工事全体の請負金額が令第27条で定める額以上である場合は、前項の規定にかかわらず、共同企業体の代表者については監理技術者等を専任で配置できること。ただし、監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合は、監理技術者は他の工事現場1件に限り兼任することができる。

(結成方法)

- 第6条 競争入札の参加要件を満たす構成員の自由な意思に基づく自主結成とする。
- 2 共同企業体の協定書（分担施工方式）は、別紙に定めるところによる。
- 3 共同企業体は、契約締結時に、当該工事における分担工事額を記載した共同企業体協定書第8条に基づく協定書を提出するものとする。

(代表者の選定等)

- 第7条 代表者は分担工事額が構成員中最大となる者とする。

(存続期間)

- 第8条 発注工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3か月を経過するときまでとする。
- 2 発注工事の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事に係る契約が締結されたときまでとする。

(入札参加形態)

- 第9条 共同企業体と単独企業との混合入札は行わないものとする。

(低入札価格調査又は最低制限価格制度の適用)

- 第10条 旭川市建設工事等低入札価格調査要領の規定による低入札価格調査又は旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領の規定による最低制限価格制度を適用する場合は、対象工事及び各分担工事に適用するものとする。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。